

青森県報

第三千九百三十七号

平成二十六年
十二月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……四

道路の供用の開始……………(道路課) ……四

公 告

海岸保全区域内において発生した船舶の乗揚げに係る当該船舶の船舶所有者の不明……………(河川砂防課) ……四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課) ……五

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……五

右 同……………(西北地域局) ……五

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(西北地域局) ……六

告 示

示

青森県告示第八百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社テム	居宅介護事業者	株式会社テム	居宅介護事業所	指 定 年 月 日 平成 二六・〇・七
	主たる事務所の所在地			
三戸郡田子町大字田子字下田子四六	福祉用具貸与	三戸郡田子町大字田子字下田子四六		

青森県告示第八百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	平成 二六・一〇・七
株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	

青森県告示第八百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	平成 二六・二・一
有限会社つるかめケアセン ター	弘前市大字門外四丁目五の二一	有限会社つるかめケアセン ター	弘前市大字門外四丁目五の二一	
株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	平成 二六・一〇・七

青森県告示第八百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	平成 二六・一〇・七
株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	

青森県告示第八百五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	平成 二六・一〇・七
株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	

青森県告示第八百五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定福祉用具販売事業者	名 称	特定福祉用具販売事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	所 在 地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	平成 二六・〇・七
名 称	株式会社テム	名 称	株式会社テム	
主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	所 在 地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	

青森県告示第八百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	所 在 地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	
名 称	株式会社テム	名 称	株式会社テム	
主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	所 在 地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	

株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	介護予防福祉用具貸与	株式会社テム	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	平成 二六・〇・七
--------	------------------	------------	--------	------------------	--------------

青森県告示第八百六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者	名 称	特定介護予防福祉用具販売事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	所 在 地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	平成 二六・〇・七
名 称	株式会社テム	名 称	株式会社テム	
主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	所 在 地	三戸郡田子町大字田子字下田子四六	

青森県告示第八百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日

代官町調剤薬局	弘前市大字代官町一〇六	平成二六・二・三〇
ファーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の一	"

青森県告示第八百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

訪問看護ステーションアシスト	弘前市大字川先三丁目四の五	平成二六・三・一
代官町調剤薬局	弘前市大字代官町一〇六	"
ファーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の一	"

青森県告示第八百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年一月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

県道酸ヶ湯黒石線	黒石市大字高館字甲高原六〇の一六二から黒石市大字上十川字長谷川一番囲三二の二まで	平成二六・三・三
----------	--	----------

公 告

海岸保全区域内において発生した船舶の乗揚げに係る当該船舶の船舶所有者の不明

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第十二条第三項の規定により船舶その他の物件の除却の措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第四項後段の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 行つべき措置

青森県津軽沿岸岩崎海岸森山地区海岸に係る海岸保全区域及び青森県津軽沿岸深浦海岸地先の水面に存する次に掲げる物件を除却すること。

- 1 貨物船安豊 8 船首部
- 2 貨物船安豊 8 船尾部
- 3 錨いかり
- 4 救命艇
- 5 救命筏いかた
- 6 ドラム缶
- 7 ガス容器
- 8 プロパンガス容器
- 9 非常用呼吸装置
- 10 避難用着装具

二 一の措置を行うべき期限

平成二十七年三月二十三日

三 青森県知事又はその命じた者若しくは委任した者による代執行

海岸法第十二条第四項の規定に基づき、二の期限までに一の措置を行わないときは、青森県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量（ただし、数量（箱数）は予定数量）

1 P P C用紙A 4（一箱二千五百枚入）二万四千箱

2 P P C用紙A 3（一箱千五百枚入）千四百箱

3 P P C用紙B 4（一箱二千五百枚入）二千四百箱

4 P P C用紙B 5（一箱二千五百枚入）三百箱

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年十一月十三日

五 契約の相手方の名称及び住所

1 P P C用紙A 4、P P C用紙A 3、P P C用紙B 4及びP P C用紙B 5
株式会社ヒグチ
青森市問屋町一丁目一五の二二

六 契約金額（一箱当たりの単価契約金額）

1 P P C用紙A 4 千五百九円八十四銭

2 P P C用紙A 3 千八百十四円四十銭

3 P P C用紙B 4 二千二百六十八円

4 P P C用紙B 5 千四百四十四円八十銭

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される基準等が満たされている物品の供給体制が確認できる調書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十六年十月三日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ケイ・ケイ・エス

二 代表者の氏名 木村 隆男

三 主たる営業所の所在地 青森市南佃一丁目四の三四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一五七三三号

五 取消年月日 平成二十六年十二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十一月二十七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社松健工業
- 二 代表者の氏名 松橋 健三
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市富范町屏風山一の六六六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第一四五四六号
- 五 取消年月日 平成二十六年十二月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する)。

平成二十六年十二月二十二日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	石岡 繁春	西津軽郡鰹ヶ沢町大字赤石町字名原九五の五	平成二六・九・四

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭